

○財務省告示第八十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産の処分制限期間を定める件を次のように定める。

令和四年三月二十五日

財務大臣 鈴木 俊一

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産の処分制限期間を定める件

（適用範囲）

第一条 この告示は、次の各号に掲げる補助金の交付決定を受けた補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産について適用する。

- 一 酒類業構造転換支援事業費補助金
- 二 日本産酒類海外展開支援事業費補助金
- 三 新市場開拓支援事業費補助金

（処分制限財産）

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「補助金等適正化法施行令」

という。) 第十三条第四号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格が単価五十万円以上のものとする。

2 補助金等適正化法施行令第十三条第五号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)(以下「耐用年数省令」という。)別表第一から別表第六までに掲げる資産(補助金等適正化法施行令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く。)で取得価格又は効用の増加価格が単価五十万円以上のものとする。

(処分制限期間)

第三条 補助金等適正化法施行令第十四条第一項第二号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち耐用年数省令別表第一から別表第六までに掲げる資産について、それぞれ対応する同令別表第一から別表第六までに掲げる耐用年数とする。

附 則

第一条 この告示は公布の日から施行し、同日以後に交付決定を受けた補助事業者等が補助事業等に

より取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

第二条 耐用年数省令が改正された場合において、その施行の日より前に補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産についてこの告示を適用するときは、本則第二条第二項及び第三条に規定する同令別表第一から別表第六までに掲げる資産及び耐用年数については、なお従前の例による。

第三条 令和三年四月二十八日財務省告示第百十四号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は補助事業等により効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件）（以下「旧告示」という。）は、廃止する。ただし、旧告示本則及び附則第二号の規定は、この告示の施行前に「酒類業構造転換支援事業費補助金」又は「日本産酒類海外展開支援事業費補助金」の交付決定を受けた補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なおその効力を有する。